

うきは市告示第35号

平成26年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年6月4日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成26年6月12日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

藤田 光彦君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

櫛川 正男君

大越 秀男君

三園三次郎君

高山 敏枝君

岩佐 達郎君

○6月16日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○6月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第3回(定例) うきは市議会会議録(第1日)

平成26年6月12日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第3号から報告第5号まで3件、議案第41号から議案第48号まで8件、発議第3号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第3号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第9 議案第42号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第44号 訴えの提起について
- 日程第11 議案第48号 工事請負契約の締結について(火葬場新築工事)
- 日程第12 発議第3号 市長の専決事項の指定について
- 日程第13 議会改革特別委員会の設置について
- 日程第14 議会改革特別委員会への調査付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告(諸般の報告・行政報告)
- 日程第4 議案上程(報告第3号から報告第5号まで3件、議案第41号から議案第48号まで8件、発議第3号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 報告第3号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第8 報告第5号 うきは市土地開発公社の経営状況について

- 日程第9 議案第42号 人権擁護委員の推薦について
日程第10 議案第44号 訴えの提起について
日程第11 議案第48号 工事請負契約の締結について（火葬場新築工事）
日程第12 発議第3号 市長の専決事項の指定について
日程第13 議会改革特別委員会の設置について
日程第14 議会改革特別委員会への調査付託

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君

監査委員事務局長	-----	段野 弘美君	保健課長	-----	金子 好治君
福祉事務所長	-----	後藤 一善君	住環境建設課長	-----	江藤 武紀君
災害対策推進室長	-----	高瀬 智君	農林・商工観光課長	----	野鶴 修君
学校教育課長	-----	秦 克之君	浮羽市民課長	-----	篠原 武英君
自動車学校長	-----	中嶋 吾郎君	総務法制係長	-----	大石 恵二君
財政係長	-----	高瀬 将嗣君			

○事務局長（熊懐 洋一君） お知らせをいたします。

執行部より、平成26年度福岡県うきは市補正予算書、補正第1号の分ですけれども、12ページと26ページに訂正部分がありまして、それぞれ両面での差しかえの申し出がっております。

次に、議案第42号人権擁護委員の推薦についての差しかえと、議案第48号の説明資料として、資料配付の申し出がっております。皆様のお手元に配付しておりますので、報告をさせていただきます。

それでは、開会前ですけれども、これから議員の表彰状の伝達を行います。

○議長（岩佐 達郎君） これより、去る5月28日、東京において開催されました全国市議会議長会の定例総会において、表彰を受けられました議員へ表彰状の伝達を行います。

市議会正副議長8年以上の在職議員として前の石井国弘議員、市議会正副議長4年以上の在職議員として私がそれぞれ表彰を受けました。

また、15年以上の在職議員として、前の佐藤明善議員、10年以上の在職議員として、大越秀男議員、櫛川正男議員、前の古賀均議員、そして私の4人がそれぞれ表彰を受けました。

そのほかに、全国市議会議長会産業経済委員会委員として、前の石井国弘議員が感謝状を受けられています。

現職議員につきましては、議場内にて伝達したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局長（熊懐 洋一君） 議長への表彰状につきましては、高山副議長よりお願いいたします。

○副議長（高山 敏枝君） 表彰状。うきは市、岩佐達郎殿。あなたは市議会副議長として4年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月28日。全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読。どうもおめでとうございます。（拍手）

表彰状。うきは市、岩佐達郎殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月28日。全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読。どうもおめでとうございます。

います。(拍手)

○事務局長(熊懐 洋一君) 次に、10年以上表彰を代表していただきまして、大越秀男議員、前のほうにお願いいたします。

○議長(岩佐 達郎君) 表彰状。うきは市、大越秀男殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月28日。全国市議会議長会会長、佐藤祐文。代読です。おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(熊懐 洋一君) 以上で、伝達式を終わります。

午前9時03分開会

○事務局長(熊懐 洋一君) 起立、礼。着席。

○議長(岩佐 達郎君) これから平成26年第3回うきは市議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(岩佐 達郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、熊懐和明議員、4番、中野義信議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長(岩佐 達郎君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月12日から6月23日までの12日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月12日から6月23日までの12日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長(岩佐 達郎君) 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

5月14日に浮羽老人ホーム、うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成26年第3回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本6月定例会は、条例の制定、改正や補正予算などに関して御審議をお願いするわけですが、それに先立ちまして、本日までの行政報告をさせていただきたいと思っております。

4月1日より、市内11地区において、自治協議会制度がスタートをいたしました。市といたしましても新しい自治組織に対して、担当のコミュニティ支援係を中心にできる限りの支援をしていきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、引き続き御支援と御協力をお願いいたします。

4月17日、大宰府市において第126回福岡県市長会が開催されました。総会では、県市長会会長に榎原久留米市長が選任され、私も副会長に選任されましたので御報告をいたします。

また、5月15日から16日にかけては鹿児島県鹿屋市で行われた第114回九州市長会に参加をいたしました。総会では、全国市長会会議へ提出する都市財政の拡充強化案など16議案の審議が行われたところであります。

6月4日には、第84回全国市長会議が開催され、議案審議に続いて6決議案が採択され、地方自治体が抱える課題について、国会や関係省庁に強く求めていくことが確認されたところであります。

5月11日、白壁ホールにおいて市民大学ミュージカル教室の受講生による初舞台「お茶会がはじまるよ！」が公演され、多くの方に御来場いただきました。小学生から60代までの22名が出演し、脚本から演出、衣装、歌の歌詞までも全て市民の皆さんによる手づくりの作品でありました。大好評でありました。今後もこの市民ミュージカルを礎に芸術文化の向上と、地域文化の振興を幅広く推進していただきたいと、このように願っているところであります。

5月25日には、鶴原放水路においてうきは市総合防災訓練を行い、滞りなく終了することができました。議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参加をいただきまして、本当にありがとうございました。今後も災害に強いまちづくりを市民の皆様と市が一体となり、そして県、自衛隊、警察、消防団、その他関係機関と連携を強化しながら進めてまいりたいと思っております。

5月26日には、当市において、みどりの里・耳納風景街道、年間優秀活動賞表彰式が行われ、

九州風景街道推進会議から、つづら棚田を守る会が表彰を受けました。つづら棚田を守る会が実施しております、棚田 i n うきは彼岸花めぐり&ばさら祭が地域の魅力を発掘、維持・発展させる優れた活動として表彰されたものでございます。

5月31日には藤波ダム公園及び国道210号——フルーツロードのボランティア草刈りを実施いたしました。議員の皆様、そして地域の皆様を初め約100名の方に参加をいただき、無事、作業をすることができました。本当にありがとうございました。

また、同日5月31日には、国道210号竹重橋の完成式も行われました。この竹重橋のかけかえの目的としましては、大谷川砂防事業による河川の改修関連とともに耐震性能の向上を図ることにより、災害時における緊急輸送道路としての機能を確保することを目指したもので、完成した竹重橋の親柱には、地元、浮羽究真館高等学校の写真部の生徒さんが撮影した、うきは市の風景や木花などの写真を陶板にしたものが設置されました。

また、そのほかにも、まず私どもの悲願であります主要地方道八女香春線合瀬耳納トンネルの工事についてでございますが、このたび関係各位の御尽力によりまして、県のほうで本体工事の契約が成立いたしました。内容としましては、総延長2,616メートル、工期は約2年間、また、請負金額は、1工区、2工区合わせまして44億8,800万円となっております。今後は7月下旬に安全祈願祭及び起工式を予定しているところでございます。

それから、このたび、うきは市が推進します企業との連携におけるCSR活動の一環として、福岡市の学校法人九州観光専門学校と今月中にも連携協定を締結することとしており、今後一層の連携の強化を図っていきたく思っております。うきは産のフルーツの消費拡大、若い世代のうきはファンづくりなど、福岡都市圏に向けてのPRを目指していきたく思っております。

最後に、地域おこし協力隊員についてでございますが、このたび4名のうち3名の採用が決定いたしました。7月1日にうきは市に着任し、うきはブランドの推進に向け、それぞれの専門分野を生かして、活動していただくということとしております。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第3号から報告第5号までの3件、議案第41号から議案第48号までの8件、発議第3号の1件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成26年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多忙の中にもかかわりませずお集まりをいただき、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、先週6月2日に梅雨入りをいたしましたところであります。昨年に比べ6日遅いとはいえ、例年より3日早い梅雨入りとなりました。また、ことしは5年ぶりのエルニーニョ現象の発生が指摘されております。この現象が発生する年は梅雨が長引き、雨量が増加する傾向が見られることから、例年以上に警戒を高めていく必要があると考えております。

一昨年の九州北部豪雨に伴う災害復旧でございますが、国の査定を受けたものについては、おかげさまで本年の3月中、つまり平成25年度中に発注は全て完了いたしました。完成率は現時点で58.5%となっており、今後、工事の完成に向けて、円滑な進捗管理を行っていく必要があります。

また、これ以外に、国の査定の対象とならなかった小規模な災害についても対応を図っていく必要があります。これらにつきましては、きょう現在、発注ベースで64.9%、完成ベースで64.4%となっております。

小規模災害の復旧につきましては、国の査定を受けた大規模な災害の復旧を待たなければ寄りつけない箇所があるなど、条件的に厳しい状況もありますが、今後、鋭意事業を進めて、地域の皆様がもとの安全・安心な生活を営むことができますよう、早急に対応を図ってまいります。

今後、夏場に向かい市内ではさまざまな行事が予定され、さらに多忙な時期となりますが、活力あるうきは市の形成に向け、議員の皆様のご協力のもと、市政運営に努めていく所存でありますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は人事案件1件、条例案件2件、予算案件1件、その他の案件7件となっております。

まず、報告第3号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成25年度から繰り越して使用することができる経費について繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第4号は、一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

11款1項、現年発生農地災害復旧事業ほか計22事業について、平成26年度への事故繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書を調製し議会に報告するものでございます。

報告第5号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。

議案第41号は、平成26年度うきは市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,391万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億9,580万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、県補助金1億9,135万2,000円、基金繰入金6,000万円、雑入1億5,067万6,000円の増額補正を計上するとともに国庫補助金2,360万2,000円、市債3,960万円の減額補正をいたしております。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費2億350万円、民生費の児童福祉費2億1,818万5,000円、労働費の労働諸費3,560万円、農林水産業費の農業費1,000万円の増額補正を計上するとともに、教育費の小学校費1億2,391万3,000円、予備費1,027万6,000円の減額補正を計上させていただいております。

議案第42号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

平成26年9月30日をもって1名の人権擁護委員が任期満了となりますので、後任の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第43号は、うきは市道路線の変更についてであります。

一般県道吉井妹川線道路改良事業による市道の変更路線1件について議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第44号は、訴えの提起についてであります。

滞納市税を徴収するため、滞納者の第三債務者に対し、不当利得返還請求権等に係る訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、うきは市水源かん養事業基金条例の制定についてであります。

うきは市水源かん養機能の向上及び水源地域の活性化等を図るため、基金の設置をするものでございます。

議案第46号は、うきは市水源かん養事業に関する協定の締結についてであります。

福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団との、うきは市水源かん養事業の実施に関する協定の締結につきまして、うきは市議会基本条例第15条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号は、うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

処理人槽が50人を超える規模の浄化槽設置について、うきは市浄化槽施設等の整備に関する

条例の関係部分を整備するために一部改正を行うものでございます。

議案第48号は、工事請負契約の締結についてでございます。

火葬場新築に係る工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も、市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第6. 報告第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、報告第3号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） それでは、2枚つづりの報告第3号一般会計繰越明許費繰越計算書のほうをお開き願います。

報告第3号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成25年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、2ページをお開き願います。

平成25年度うきは市一般会計繰越明許費繰越計算書。

款、項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳の順に読み上げて説明にかえさせていただきます。

3款2項、次世代育成支援事業877万円、全額県支出金です。

5款1項、労働諸費8,069万2,000円、全額県支出金です。

6款1項、山村地域振興事業515万4,000円、国庫支出金413万7,000円、地方債80万円、一般財源21万7,000円。

6款1項、農地一般管理費639万7,000円、全額一般財源です。

6款1項、農業体質強化基盤整備促進事業1,430万2,000円、国庫支出金570万円、一般財源860万2,000円。

7款1項、商工業振興事業500万円、全額一般財源です。

8款2項、一般道路新設改良事業600万円、全額一般財源です。

8款4項、公営住宅建設事業3,573万1,000円、国庫支出金1,304万1,000円、一般財源2,269万円。

9款1項、防災対策費529万9,000円、全額一般財源です。

10款2項、公立学校耐震化推進事業1億2,391万3,000円、国庫支出金4,090万5,000円、地方債8,120万円、一般財源180万8,000円。

10款4項、伝統的建造物保存対策事業540万円、国庫支出金368万2,000円、一般財源171万8,000円。

10款4項、街なみ環境整備事業874万8,000円、既収入特定財源416万9,000円、一般財源457万9,000円。

11款1項、過年発生農地災害復旧事業7,705万7,000円、県支出金3,536万3,000円、地方債150万円、その他特定財源79万4,000円、一般財源3,940万円。

11款1項、過年発生農業施設災害復旧事業2億6,225万3,000円、県支出金1億1,014万4,000円、地方債1,490万円、特定財源22万2,000円、一般財源1億3,698万7,000円。

11款1項、過年発生林道災害復旧事業2,007万9,000円、地方債1,440万円、一般財源567万9,000円。

11款2項、過年発生公共土木施設災害復旧事業9億2,204万4,000円、国庫支出金6億1,241万円、地方債2億240万円、一般財源1億723万4,000円。

11款3項、衛生施設災害復旧事業35万2,000円、全額一般財源です。

11款5項、社会教育施設災害復旧事業513万円、国庫支出金409万5,000円、地方債90万円、一般財源13万5,000円。

合計いたしまして、翌年度繰越額15億9,232万1,000円、既収入特定財源416万9,000円、国庫支出金6億8,397万円、県支出金2億3,496万9,000円、地方債3億1,610万円、その他特定財源101万6,000円、一般財源3億5,209万7,000円となっております。

なお、この繰越計算書では、款、項、事業名のみの説明ということでございますので、事業の詳細並びに補正の時期等につきましては、別にお配りをしております平成25年度繰越明許明細書並びに繰越明許費設定一覧、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 繰越明許で100%翌年度繰り越しというのが出てきているわけですね。

例えば、3款の民生費、次世代育成支援事業、これは、予算書は補正の第5号で繰越明許をやっているわけですね。補正の第5号ということになりますと、これは去年12月に議会に諮られた予算書であるわけなんです。これが100%翌年度に繰り越しというのは、それから全く何もやってないということになります。6款農林水産業費の農業体質強化基盤整備促進事業あたりは、補正第6号でやったのに、翌年度繰越額が1,430万2,000円ということですから84.1%、つまり16%は予算後に繰り越しがカットされていますから、その分、事業が進んだということでございましょうが、それより前に、補正5号でやった事業が、なぜこのように全額繰り越さなきゃならんようなことになっているのか、その辺の説明を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいま御指摘の3款2項につきましては、別にお配りをしております資料にも載っておりますように、12月補正で877万円ということで上げさせていただいて分でございます。

あと、事業の進捗によって今回の繰り越しになったということでございますので、その進捗状況につきましては、所管のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 次世代育成支援事業の関係を、今、子ども・子育て会議、こちらのほうで協議してまして、一応、保育の需要と供給、この調査を行って、その計画を立てるということで25年度と26年度で分けていっております。この分で、26年度の事業分がこちらのほうに掲載されている分でございまして、実質的に、今、行って、その計画を立てているところでございます。こういう関係で、翌年度に繰り越して、成果が出てくるのが27年度の大体1月ぐらいからになってくるだろうということで思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今の25年と26年の2カ年事業で、結局はこの877万円というのは、26年度事業だということでございます。これには県の支出金があるわけですね。ほかにも国庫支出金、県支出金、合わせますと国庫支出金で6億8,397万円、県の支出金で2億3,496万9,000円というような未収入の財源があるわけですが、こういうものについては、県と何かやりとりができていますか。その辺の経過について説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今の3款2項の次世代育成支援事業、これの財源につきましては、全額県支出金ということで申し上げましたけども、中身につきましては、地域子育て活動支援費

補助金ということで、いただくようになっておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 県との調整はついているかというの。課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 県との調整については、所管のほうでお答えをさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今回の件については、ちょっと私のほうで把握しておりませんので、担当に確認して、後で報告をさせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回の提案ですけれども、繰越明許ということで、法律上も認められる範囲内であると思いますけれども、額が全体で15億円ということになるわけですが、この提案の仕方についてですけれども、金額だけ提案されているんですが、細かい理由について、きちんと一覧表にしたものを提出してもらえないですかね。そうしないと審議のしようがないんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 確かに件数も多ございまして、個別にそれぞれどういう内容かということにつきまして、わかりづらいということもございますが、議案書につきましては、事前にお配りをしておりますところがございますので、特に細かい内容につきましては、担当課のほうにお尋ねをいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） という慣例になっているんですかね。よくわからないので質問したんですけれど。やっぱり一般的にはオープンに——新人議員も多いということも含めてですけれども、やっぱりきちんと説明した文書をつけていただくように、今回、間に合わない、これからお尋ねして歩くということになりますけれども、そういうことで対応していきたいというふうに思います。これからも、そういう点では説明いただければありがたいと、説明書を1枚つけてもらえればよいなというふうには思うんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ちょっと説明が不足をいたしましたけれども、これまでも、こういった繰越明許の審議の中で、わかりづらいというような御指摘もいただいております、今回から別にお配りをしております繰越明許費設定一覧、それから繰越明許明細書、こういったものをつけさせていただいております。

最初の繰越明許費設定一覧というのが、これまでそれぞれの議会において、補正で追加なり変更したということで、最終的な金額がわかりづらいというようなことで、今回この分をつけさせ

ていただいたところでございます。

それからもう一つが、繰越明許の計算書のほうには款、項、事業ごとに掲載をしておりますので、それでもなかなかわかりづらいということで、別にお配りをいたしました繰越明許明細書、こちらのほうにつきまして款、項、目、節の形で、それぞれより細かく説明をさせていただいたところでございます。さらにこれ以上また詳しい内容ということになりますと、どうしてもなかなかこういった議会の中でそこまで説明というのが難しゅうございますので、所管課のほうにお尋ねをいただきたいということでお願いをしたところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今、1番議員からも繰越明許の明細の件のお尋ねがありました。私も議員になったときに、冒頭に同じ質問をいたしました。しかしながら法定様式、法定によるものということでしたが、くどく申し上げたところ今回は明細書を作成いただきました。ありがとうございました。あとは、やはり議員さんがそれぞれ予算を解説するという能力も必要でありましようから、そういうことで私たちは思っているところでございますが。

さて、質問2点だけお尋ねしたいと思います。

この表の繰越明許の計算書の財源の内訳の中の既収入特定財源と未収入特定財源が区分されております。この財源が繰越明許に係るものについては、一般的にいつの時点で収入されるのか、その辺の一定の方式があろうと思っておりますので、その辺をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいまの既収特財とそれから未収特財、この関係でございますけれども、起債の借入れにつきまして、5月末までに施行する分を平成25年度に借入れるため、4・5月施行分に対する借入れ、これにつきましては既収特財ということで繰越財源となります。それから、6月以降の施行に対する借入れ、これにつきましては、平成26年度に完了後、借入れをするということになりますので、未収特財という扱いです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほど国庫支出金あるいは県支出金についてお尋ねしましたけれども、よくわかってないわけです。当然、県も、あるいは国も、25年度で予算を組んでおったんですからね、これが翌年度に繰り越すということになると、県あたりもやっぱり繰越計算書を出さなきゃならんわけでしょう。これはもう決まっていますからね。市町村だけ出すんじゃない。繰越計算書というのは、いわゆる地方自治法の、そこに書いてありますように施行令ですね、第146条第2項の規定によって、この繰越計算書を調製し、次の議会に報告しなければ

ならないということが決められているわけです。だから、皆さん方は国庫支出金、県支出金と、こう出してありますけれども、県のほうもそういう手続をとっていきやならんけれども、これは財政でもわかっていないということであるわけですね。

じゃあ、もし県のほうが繰越明許にしてなかった場合は、これどうなるわけですか。その辺をお尋ねしているわけですよ。

こっちだけ、うきは市だけが繰越明許——もともとこれは平成25年度の事業なんですよ。本当は25年度にこういう事業をやりますということで皆さん方、予算計上したわけですよ。したがって、それを執行するのが、これは皆さん方の義務ですよ。それが例えば、工事等では長雨とかそういうことで、どうしても期限内に完成しないというものについては、繰り越しをして翌年度に工事を続行することができるというのが繰越明許ですから、ここにありますように15億9,232万1,000円というのは、大体、事業費の何パーセントになるわけですか、これは。事業費の何パーセント、15億円ということになりますと1年間の予算が150億円ですから、ところがその150億円というのは全部の予算ですから、事業に対する予算じゃないんですよ、150億円というのは。大体、事業費を幾ら見とって、そしてこのような15億9,232万1,000円というような繰り越しやっているとというのが、事業の進捗率は何パーセントになっているわけですか。いや、これではもうただ予算を上げておるだけで、年度内完成とか、そういうことは全く念頭に置いてないということになります。これについて明確な答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいまの県支出金関係でございますけれども、今申し上げました地域子育て活動支援補助金のほかにも、5款1項では緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金、ほかにもございますけれども、そういった中で、補助金の内容によってはその基金をもとに出す補助金とかそういうものもございますので、一概にどの分がどれということは、この場で簡単に申し上げられませんが、それぞれの事業において財源の裏づけをとった上で、こういった提案はさせていただいておるところでございます。

なお、個別の中身につきましては、また担当のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） その県との関係、繰越関係をちょっとはっきりしとって。

○財政課長（大熊 孝則君） 今の未収特定財源、これにつきましては県と協議をした上でこういうふうな提案をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

日程第7. 報告第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、報告第4号一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 報告第4号の一般会計事故繰越し繰越計算書のほうを御準備いただきたいと思います。

報告第4号一般会計事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項の規定により、平成25年度からの事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製したので、報告する。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

平成25年度うきは市一般会計事故繰越し繰越計算書。款、項、事業名、翌年度繰越額、財源の内訳の順に読み上げて説明にかえさせていただきます。

11款1項、現年発生農地災害復旧事業2,674万3,903円、県支出金2,559万3,915円、地方債40万円、一般財源74万9,988円。

11款1項、現年発生農業施設災害復旧事業8,455万940円、県支出金8,370万5,430円、地方債50万円、一般財源34万5,510円。

合計で、翌年度繰越額1億1,129万4,843円、県支出金1億929万9,345円、地方債90万円、一般財源109万5,498円となります。

事故繰越しの理由につきましては、説明欄に記載のとおりでございますが、具体的には道路、河川等に隣接する農地等の災害復旧工事において、先行する道路、河川等の復旧工事のおくれにより、寄りつきが悪く、工事がおくれたことなどが主な理由でございます。なお、詳細につきましては、また所管課のほうにお尋ねをいただきたいと思います。

それから、説明が漏れておりましたけども11款1項のほう、上のほうですね、現年発生農地につきましては全部で6契約分、それから下のほうの現年発生農業施設のほうにつきましては全部で14契約分ということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これが、言いかえれば、本当は会計年度独立の原則というのが決められてあるわけね、法律でですよ。これの例外規定がこのものなんですよ。例外規定であるわけです。本当は25年度にやっってしまうなきゃならんけれども、例外的に事故繰越しというのが認められている。したがって、そこにも書いてあるように、地方自治法第220条の第3項というのは、予算の執行及び事故繰越しという表題がついた条文であるわけなんですよ。

そこで、まず、今、災害復旧ということでございますが、現年発生農地災害復旧事業が6件ですか、今の説明ではですね。それから、現年というのは、25年ということですか、過年とどう違うのか。25年度にそのような被害が発生したかなという気がしているわけですけどね。1億5,195万4,525円の支出負担行為をしておいて、この中で82.4%はもう支出が済んでいるけれども、一番右側に書いてありますように、先行する工事のおくれに伴って、復旧工事がおくれているために、これらは翌年度に繰越しますというのが2,674万3,903円ということになりますけれども、現年発生ということに何か気がかりであります。現年発生、24年の発生だったら過年債ということになるんじゃないかなと思うわけです。

この25年に発生した件数、農地災害、現年災害、それから、現年農業施設の災害、一体どの程度発生しているのか。現年債としてですよ、その件数についてお尋ねをしたいと思います。

この中の件数は、事故繰越しというのは、今、説明がありましたように、農地が6件ですね、それから農業施設が14件、先ほどの市長の説明では22事業ということでありましたけど、それとちょっと違うようですけどね。先ほどの市長の提案理由では22事業ということでは聞いておりましたけれども、今の説明では6件と14件というと20事業になりますけども、この辺の違いについてもお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今、御指摘のありました現年発生農地災害復旧事業、これにつきましては平成24年農災、この分についての分が6件ということで上戸板山地区復旧工事ほか5件の分でございます。

それからもう一つのほうにつきましては、現年発生農業用施設災害復旧事業でございますけども、これにつきましても24年の農災分で下井手ヶ瀬地区ほかの分でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。（「22事業との違いは」と呼ぶ者あり）課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 市長が申しあげました22事業というのは、予算費目のほうの数でございます。こちらについては、契約のほうの件数ということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

日程第8. 報告第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、報告第5号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第5号うきは市土地開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報告する。平成26年6月12日提出。
うきは市長高木典雄。

お手元に、資料を2部お配りしております。平成26年3月24日開催の第1回理事会議案及び平成26年5月20日開催の第2回理事会議案の資料を提出させていただいています。

それでは説明に入らせていただきます。

経営状況の説明につきましては、第2回の理事会の議案の事業報告及び決算報告のほうで御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

この分につきましては、資料を事前にお渡ししておりますので、要点のみの説明とさせていただきます。

3ページをお開きください。

25年度事業報告でございますが、25年度は特にこれといった事業はございません。三春工業団地の造成工事は21年3月に完了しておりますので、維持管理を行っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。財産目録でございます。

区分の普通預金が1,652万9,236円です。福岡銀行ほか市中銀行に預金しております。昨年と比較しますと約131万6,000円ほど減少しておりますが、これは上から3段目の完成土地の分が約112万2,000円増加したためなどがございます。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、定期預金でございます。500万円です。この分は基本財産の資本金に当たるもので、にじ農協1口でございます。

次に、完成土地等としまして2億5,195万9,199円です。これは、完成土地の期末現在の残高です。後ほど13ページのほうで説明をさせていただきます。

その下、資産合計が2億7,348万8,435円でございます。

次に、負債合計1億3,000万円です。これにつきましては、短期借入金として、うきは市土地開発基金より借入れをしているものです。昨年と同額でございます。

下から3行目の資産合計からその下の負債合計を差し引きますと、一番下の欄、1億4,348万8,435円となり、こちらが開発公社の純資産となります。

次に、5ページをお願いいたします。

現金及び預金明細表でございます。

6ページをお願いいたします。

こちらは、貸借対照表でございます。これは開発公社の平成26年3月31日現在の経営状況を表すものですが、まず、資産の部といたしまして、1、流動資産が現金及び預金、完成土地等でございます。金額につきましては、先ほど申し上げた金額となっております。2の固定資産についてはございません。

次に、中ほど負債の部です。1、流動負債といたしまして、先ほど申し上げました市の土地開発基金から短期借入分と、2、固定負債はゼロでございます。

次に、資本の部です。

1、資本金の基本財産の500万円です。2、準備金といたしまして、昨年からの(1)前期繰越準備金が1億3,868万2,247円です。(2)当期純利益につきましては、大きな収入はなく、一部の土地の賃貸料などがございます。合計につきましては、マイナス19万3,812円でございます。この分を前期の繰入金と相殺いたしまして、その下の欄の準備金合計となり、この分に基本財産500万円、これを加えましたものが下から2行目の資本合計となっております。さらに、この資本合計と中ほどの負債の部の合計、1億3,000万円の合計が一番下の数字、2億7,348万8,435円となります。

次に、7ページをお開きください。

損益計算書でございます。1年間の収益と費用の状況を示すものです。25年度におきましては、先ほど申し上げましたように、維持管理に努めた経費が計上されてございます。

中ほど大きな3番の販売費及び一般管理費が8万2,460円です。4番の事業外収益といたしまして、受取利息が4,701円と土地の一部を資材置き場として貸し出した賃借料などの合計が1万3,947円です。5番の事業外費用といたしまして、支払利息が13万円で、その利率につきましては0.1%、市の土地開発基金からの借入分の利息でございます。

下から2段目、経常利益としまして、収益分から経費分を差し引ましてマイナス19万3,812円となり、この分がそのまま一番下の当期純利益で赤字ということでございます。

これは、先ほど申し上げました6ページの貸借対照表の当期純利益と一致するものでございま

す。

次に、8ページでございます。

こちらはキャッシュ・フロー計算書ということで、具体的な現金の流れを示す財務諸表でございます。一番下の欄の合計金額は5ページの現金及び預金明細書と一致するものでございます。

次に、9ページでございます。

市の土地開発基金からの借入の明細表でございます。期首におきまして、0.1%で借りました1億3,000万円を借入期限切れのために返済するために、去る25年12月16日に、改めて0.07%で借りかえたものでございます。利率の安いものに借りかえたということでございます。

次に、10ページと11ページになりますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました損益計算書の収益、経費の内訳を示しておりますので、ごらんいただくということで説明は省略させていただきます。

12ページでございます。

資本金明細でございます。この分は、土地開発公社の基本財産と言われますもので、先ほどから御説明申し上げている500万円となっております。

最後に、13ページをお開きください。

平成25年度の完成土地の明細表でございます。面積といたしまして、表の一番上の段の右に書いております3万4,592平方メートル、こちらは三春工業団地の東側区分でございます。現在土地開発公社で所有している分でございます。この価値が金額にいたしまして、その7行下の計の欄、右端になりますが、2億5,195万9,199円となっております。これは、4ページで説明いたしました完成土地の分となります。

当期増加高、(B)のところですが、表の真ん中(B)112万2,335円につきましては、11ページにございますが、この土地にかかる1年間の維持管理費、こういったものになっておりまして、これが加わるという形になっております。

最後に、14ページになります。

平成26年5月7日付、監査意見書を添付しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員(13番 三園三次郎君) 土地開発公社であります。県内でも、もう多くの自治体が土地開発公社を解散しているという状況であるわけ。たしか今、県内では28ぐらいしかなかったと思いますよ、土地開発公社というのはですよ。

そして、この土地開発公社ですけれども、造成はするけれどもなかなか販売がうまくいかないということであるわけですね。

ここにありますように、4ページでありますように、完成土地等としては期末残高が2億5,195万9,199円ということですが、これは毎年ふえてきているわけですね、言いかえればですよ、毎年ふえている。だから、土地の単価はだんだん上がってくるということでもありますけれども、この土地は、大体、進出する企業には幾らで払い下げ、売却することで商談を進めているのかどうかです。その金額が高けりゃ、絶対企業は進出してこないわけですよ。産経新聞が何かに皆さん方、広告出しているでしょう。あれでは、同じ県内でも非常に値段が差があるわけですね、うきはと、それからほかの市の値段がですよ。安いところは1平方メートル9,200円とか出ているんですよ。産経新聞に広告出しているのですね。この三春工業団地は幾らで売ろうとしているのか、今までいっぱい業者が出てきているけれども、これ成立していないわけですね。もう何年になるのか、団地ができて、ことしで何年になるのか。それから、売却価格はどのようにして決めているのか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 2点御質問があったかと思えます。

まず2点目の、何年経過しているのかというほうですけれども、こちらが平成21年の3月25日に完了しておりますので、5年ということになります。

もう1点、販売価格は幾らになるのかということでございます。

こちらは、今の御指摘がありました完成土地、この金額を平米数の3万4,592平米で単純に割りますと、平米当たりの簿価で約7,300円、1平米当たり7,300円という簿価になっております。これが、今現在の1平米の単価ということになるんですけれども、じゃあ、幾らで販売しているのかということで、これはちょっと済みません、参考ということで申し上げさせていただきますと、過去に販売いたしました、既に売った分につきましては1平米当たり1万円という単価で過去に販売をしております。現在は、商談の中で企業様の条件とかいろんなところを商談させていただきながら、価格というのは相談をさせていただいているところでございます。

また、近隣で言いますと、例えば杷木のほうにございます工業団地、こちらは平米当たり、たしか1万2,000円から1万4,000円ぐらいの金額での販売価格となっていたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これ単純に割りますと簿価価格というのが出てまいりますけどね、1平米当たり7,283円ですね。坪に直しますと2万4,036円40銭ということになる

わけなんですね。皆さん方が広告出してあるのは、産経新聞に広告出しているのは3万5,000円で出しているでしょう。2万4,036円、これはことしの3月31日現在の金額ですが、それ以前のやつはもっと安かったのを、産経新聞に広告出しているのは3万5,000円で出しているでしょう。その上には、別の福岡県内の土地が9,200円でこう出ているでしょう。そんなに差があったら、企業がまず出てくるはずがないんですよ。皆さん方は、まず売る気がない。少しでも高く売ろうとしているけれども、これじゃあ簿価価格は、どんどん——1年に、ここにありますように、去年よりも112万2,335円上がっているわけですよ。毎年、こう100万円ずつ上がっていきますと、10年も売らなきゃ1,000万円また高くなるということですよ。

本当に企業に出ていただくためには、やっぱり誠心誠意をもって商談をしないことには、絶対に企業は出てきませんよ。21年に完成しているということですけど、これは今の土地がここに書いているように21年に完成したものであるわけですね。ここに書いてある、13ページですか。いわゆる用地買収したのは平成19年12月17日ですよ。平成19年ですよ、用地買収したのは。したがって、その21年は今のBですか、売れ残りのほうの完成が20年1月7日に登記してありますけれども、本当はもっと前から、いわゆる土地の補償、あるいは用地の購入等やっているわけなんですから、これからあわせると相当の年月がたっているわけですよ。それでもまだ企業が出てこない。まして工業団地一角は売れているけれども、まだ操業もやってもらえないという状況なんですよ。これじゃあ、雇用の場の確保になってないということなんですよ。

したがって、じゃあなぜ、ああいう3万5,000円という産経新聞に広告を出しているのか、これ誰が3万5,000円という値段をつけているのか。その辺について回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、御指摘の点でございます。

産経新聞の件、ちょっと後ほど調べさせていただいて、回答させていただければと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 昨年度、企画課で企業立地のほうを担当しておりましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

この金額につきましては、ROKIの販売当時、平米単価1万円で販売しておりましたので、坪単価として3万3,000円を基本として表面には出してきております。ただし、広告を出します場合には、必ず金額においては交渉に応じますということで、必ずそこをつけ加えさせていただいておるところでございます。

それから、ずっと私が担当してきました中には、企業さんのほうからもいろんなお話がございましたが、まずもって、企業側が見ますのは、やっぱり立地条件を一番最初に見ております。金

額については、その後、幾らですかと、交渉には応じられますかということで必ず聞いてきますので、十分交渉に応じる用意がございますということでお答えをしてきました経過がございますので、申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 済みません。今、担当のほうから資料を入手いたしましたので、御報告いたします。

平成25年3月7日付の新聞広告のほうに、御指摘のとおり広告を出しております。その中では坪単価3万5,000円程度（応談可）という形で出させていただいております。ですので、先ほどの現市長公室長の説明の内容のとおりとなっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 三春工団地、もう何回も議会で意見を言わせてもらっておりますが、あれだけの優良な農地を潰してつくっとつとですね。そして、私たちも期待しておりましたが、必ず企業が来て、雇用につながるんじゃないかなと思うておりましたが、また、今の13番議員の方からも言われておりますが、ROKIが確かにあの半分ぐらい買うてもろうております。ところが、いつ建つ、工場を建設するかも全くないわけですね。当時の課長は、私の質問に対して、土地は売れましたと胸張って言いました。しかし、工場を建てて雇用につながる事が目的じゃないのかという意見を言いましたら、しゅんとなりましたが、いつごろになるとですか、ROKIは。話は、ちょっとはできよとですか。

それと、今残ったこの開発公社の土地、これ、問い合わせがアツていますか。今ですよ、過去何件ぐらいアツたかと、今アツているのか。それと、これは一括して全部売するのか、区割して売するのか。その辺もちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） まず1点目、販売済の土地ですね、西側の土地、ROKIの分になるかと思ひます。

こちらの件ですが、私も引き継ぎ等でいろいろお話のほうは聞いております。ROKIさんが御購入された直後に皆様御存じのとおり、米国のサブプライムローン問題、これに発する米国のバブルの崩壊、また、2008年9月15日、リーマンブラザーズの破産、リーマンショック、こういったもので世界的な金融危機に陥ったと。さらに、グローバル化による国内企業の海外流出という問題も全国的に起こっております。そういった中で、世界規模でのコスト競争というところに、どの会社様もさらされているような状況で、企業状況といたしましてはなかなか厳しい

環境であるというふうに向っております。

具体的な進出時期につきましては、明確には聞いておりませんが、会社様の企業戦略の中で検討されているということを知っておりますが、当方といたしましては、議員御指摘のとおり、できるだけ早く進出していただきたいと考えておりますので、粘り強くお願いをしているところでございます。

先日もちょっと御連絡等とは機会がございまして、ことし7月28日の筑後川花火大会、こちらのほうにも協賛いただき、さらに御臨席いただくというお話は聞いております。そのときにも、また個別にお会いしてお話はしようと考えているところでございます。

2点目でございます。

現在まだ販売中となっております東側の土地、3万4,592平米につきましては、いろんな場で市長みずからもトップセールスも行っていただいております。また、当方担当課におきましても、企業誘致活動、例えば企業様に土地等をお探しではございませんかというところは確認をしているところでございます。

御報告済みかもしれませんが、昨年5月ごろにある企業様から購入についての具体的な相談があつているというふうに向っております。地元説明会を9月に開催しながら、その後、企業様と協議を行ってきたところではあるんですけれども、現在、契約に至っていないというのは御指摘のとおりでございます。

この企業様の動向も見ながら、さらには今後もほかの企業様に商談活動は行っていきたいと考えております。区割か一括なのかということに関しましても、先ほど申し上げた1社様につきましては、一括での御検討中ということになっております。もし、ほかの企業様から区割の御要望があれば、こちらについても、残るほうの土地のことも考えながら協議させていただければと考えております。（「今まで何件ぐらいあるとですか、問い合わせは……」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 続けてどうぞ。

○企画課長（重松 邦英君） 済みません、回答が漏れておりました。

過去3年間で、電話でのお問い合わせ等を入れて10件程度の御相談があつているということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） ROKIの場合、話し合いじゃなくして、もう催促をしてください。早ようつくってくれと。もう議会もやんやん言いよると。もうあれだけの土地、やっぱりみんな見とるとですよ、市民も。何しよるとのどやっぱり言われるんですよ、議員も。執行部ももちろん言われよると思いますが、催促をしてください。

○議長（岩佐 達郎君） 課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御指摘のとおりでございますので、今度お会いする機会がございますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 3月の議会でもお尋ねいたしましたけれども、今、説明がありました。住民説明会まで終わって、まだ契約に至っていないということでございますけれども、その契約に至っていない、何か原因がどこにあるのか。その契約の見通しはどうか、お伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、御質問にありました販売中となっております東側の土地でございます。

まず、契約に至っていない理由でございますが、こちら昨年からの交渉してきた中で、口頭では購入しますという明確なお返事をいただいていると伝え聞いております。その後も何度か電話等で、例の件はどうなりましたかということにつきまして確認をさせていただいておりますが、正直な話、現在検討中ですといった回答しかいただけていない状況でございます。

その原因については、お尋ねしたところ、今、海外輸出等の事業をされているそうです。その輸出されている事業——これも商品があるんですけれども、その商品の海外での販売の中身について、先方のほうとちょっとうまくいっていない、例えば商品のパッケージとか、そういったところでちょっとうまくいっていないという、ちょっとトラブルが発生したものですから、そちらのほうを対応しているというところで、先方といたしましては先行しているその事業をまずは軌道に乗せたいというところに、今、注力されているようです。これが、今現在、明確な回答をいただけていない原因だと聞いております。

もう1点、見通しについてはということでございますが、こちらについても、明確な見通しは立っていないところでございます。ただし、こちら口頭でのお返事をいただいておりますので、粘り強く交渉のほうは続けていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） わかりました。

たまに問い合わせがあるんですけれども、新たな企業がちょっと進出してきたというところで、そちらのほうの進め方が非常に難しくなるわけでございますけれども、それはそれとして、早く契約した者勝ちでいいのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御指摘のとおりでございます。正式な契約等は行っておりませんので、契約をいただいた会社様が先という理解で考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号の報告は終わります。

ここで先ほどの質疑に対する答弁の申し出があっております。これを許可します。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 先ほどの繰越明許費の関係でございます。

3款2項の次世代育成支援事業、この分は、子ども・子育て支援新制度システム導入に伴うものでございます。この目的といたしましては、子ども・子育て支援制度において、市の保育の必要性の認定——支給認定ですね、保育施設等の事業者の認定またはその事業者からの給付の請求に対する審査支払い等の事務を行うことから、この事務処理の実情を踏まえた電算システムの構築をすることが望ましいということから、新しいシステムを導入するということでございます。

25年度1回限りの10分の10の県費補助でございまして、この補助事業の経過があり12月で補正いたしております。一応、契約の関係から、3月でもいいじゃないかということですが、一応年度内に契約を済ませて、その実際の事業は26年度から行うということで12月補正をしておると。あくまでもこの分、新制度システム導入に伴うものでございますので、一応、契約は27年3月31日いっぱいまでということで契約いたしております。

それとですね、当然、県のほうの確認は、このことから確認済みでございます。

以上でございます。

日程第9. 議案第42号

○議長（岩佐 達郎君） それでは、日程第9、議案第42号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 議案書42ページ、本日配付しております分のほうで御説明をしていきます。

議案42号人権擁護委員の推薦についてでございます。

平成26年9月30日をもって1名の任期満了の委員がおられます。それに伴う推薦ござい

ます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

うきは市●●●●●●●●●●、堀江朱美。昭和28年4月30日、無職でございます。

人権擁護委員の任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3カ年でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第42号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は適任とすることに決しました。

ここで暫時休憩とします。10時40分より再開します。

午前10時26分休憩

午前10時39分再開

○議長（岩佐 達郎君） 会議を再開します。

日程第10. 議案第44号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、議案第44号訴えの提起についてを議題とします。

説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 議案書の5ページになります。

議案第44号訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1. 事件名、差押債権取立金請求事件。

2. 相手方、住所京都府京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1、アイフル株式会社、代表取締役、福田吉孝。

事件の内容及び請求の趣旨については、滞納市税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払請求権を差し押さえ、相手方に対しその支払いを求めましたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑行います。質疑はありますか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） ちょっとお尋ねいたします。

ちょっと伺いするのに、説明がちょっと難しくなりますので、滞納者の方をAさんとします。本来なら、Aさんの過払い金ですから、Aさんがアイフルに過払い請求をして、そしてその過払い請求が認められて、そのお金がAさんのもとに送ってきたときに差し押さえをするのが通常じゃないかろうかというふうに思うわけですね。

それをこの場合は、Aさんにかわって過払い請求を市がするというのでそれができるのかどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 今の御質問は、そのとおりでありますけれども、一応、滞納者の方とアイフルとが交渉をしております。ただ、その交渉の中で、和解案というものが出されておりますけれども、相手方は一応もう多く払わなくて、半分ぐらいで和解したいという打診がされているみたいです。そういうところで話しをしていく中で、市のほうが満額の債権を押さえて、その分を滞納市税に充てるというところで市が債権を押さえているところです。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） この過払い請求に関しては、私も何件か弁護士のほうに相談に行って、弁護士のほうから過払い請求を行ってきた経験がございます。

そうなりますと、市税を滞納している方が、もし過払い請求があれば、うまくこの分を市のほ

うがそちらにかわって請求できるということですね。わかりました。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 今言われる、そのとおりでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、事件の内容及び請求の趣旨で、冒頭に滞納市税を徴収するためということですが、滞納市税は何年度から何年度まで幾らあるのかですね、滞納市税。

それから、不当利得返還請求権及び年5分の割合による利息の支払い請求権を差し押さえ。これ、差し押さえされたのは、誰が差し押さえしているわけですか。支払い請求権を差し押さえと、こうありますから。

相手方に対して、その支払いを求めた。これ、誰が求めたの、誰がどこに求めたのか。

それから、期限までに納付がないため、期限はいつまでに期限を決めたおったのか、以上の点について説明を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） まず、滞納の市税については、平成12年からあります。

それから、差し押さえをしているのは、うきは市長で、差し押さえを平成26年1月27日に差し押さえ調書を送達しております。一応、即時というところで差し押さえを行っているところです。（「期限」と呼ぶ者あり）期限につきはしては、送達受領した日になります。即時になりますので。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 参考のためにお尋ねをしたいと思います。

いわゆる不当利益でございますが、これが、いわゆる貸金業法が2010年に改正されているというふうにネットで見ました。いわゆるこれは、当時のグレーゾーン金利というものに係るであろうというふうに推測するんですが、上限が29.2%ですか。そういうものであるのか、その実情をお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 今の議員さんが言われるように、グレーゾーンの部分で法定利息が一応18ないし20%になっておりますけれども、上限ぎりぎりの、やっぱり29.2%ぐらいの利息を払っておられるみたいです。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、12年度からの滞納ということですが、12年度からいつまでの分で、幾らになっているわけですか。滞納金額を先ほどお尋ねしたけど、あってありませんけれども。

○議長（岩佐 達郎君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 済みませんでした。平成12年から現在までですね、25年度までです。本税だけでも、合計で308万973円の滞納額があります。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって議案第44号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第48号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第48号工事請負契約の締結について。火葬場新築工事を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の14ページをお願いいたします。

議案第48号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1. 契約の目的、うきは市火葬場新築工事。
2. 工事概要、建築工事一式。
3. 契約金額8億1,390万4,200円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

6,028万9,200円)

契約の相手方、住所、福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1、前田建設工業株式会社九州支店、執行役員支店長永重雅守。

契約の方法、条件付一般競争入札。なお、別紙で入札結果資料を配付させていただいておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） これ、入札の結果が資料でいただいておりますけれども、これ、うきは市内の業者が入札に参加されておられません。その理由と、このゼネコン2社だけ——入札がですね、ゼネコン2社になった理由。

それと、ゼネコンと市内業者のJVで入札はできなかったのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 入札の関係につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

入札を平成26年5月15日に実施をいたしました。結果的に参加業者が2社ということでした。これにつきましては、まず、工事発注の公告の中で、参加要件といたしまして、単体での参加、それからJVでの参加ということで公告をいたしたところでございます。その中で、手を挙げた業者が2社しかなかったというような結果でございます。

したがって、市内の業者さんにつきましても、JVのメンバーということで参加の機会としては設けておったわけでございますけれども、結果的にJVのほうで成立をしなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 火葬場の建設でございますけれども、火葬炉は別途入札がありましたよね。ですから、あの建物自体でございますので、僕は市内の業者だけでも十分できるんではなかろうかというふうに思っておりましたけれども、その市内業者だけの入札ではやっぱり無理だったのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 参加要件の資格の中に、一定の点数以上ということで技術力を求めるために、そういう制限を設けておまして、うきは市内の業者1社だけでは、そういう点数を満たすことができないということで、それを救うということで、大手とのJVという形で、参加

要件として認めておったというようなことでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、11番からも質問が出されてありますけれども、非常に市内の建設業も苦しい状況だろうと思うわけです。したがって、本当はこういう大きい工事ですから、少なくともベンチャー方式で発注ができなかったかという気がしてなりませんけれども。

それともう一つは、この入札金額ですけど、最低金額とわずか5,000円しか違ってないですよ。これ、綱渡りの入札をやっているわけですよ。あと5,000円安かったら、制限価格を下回っているから失格になるということになるんですね。

そこで、この前田建設は、福岡市ということですが、設計業者はどこなのか。設計業者とこの建設業というのは、全く旧知の者かどうかですね。その辺がつながってありますと、どうしても予定価格が漏れてしまうというおそれがあります。本当はこういう予定——最低金額が決められていますから、最低金額を下回ったらもう失格になるから、下回らないためには、相当のこれは情報収集をやっているんじゃないかと思うわけなんです。その点について何かお気づきの点があったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 設計監理の委託会社でございますが、株式会社梓設計九州支社でございます。住所は福岡市中央区となっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 受託業者のほう在设计業者とつるんでいるんじゃないかというような御指摘でございますけども、私どものほうとしては、そういうことはないというふうに確信をしているところでございます。

最低価格の計算方法につきましては、ホームページ等で公表しておりますので、高い技術を持った業者であれば、ある程度それに基づいて最低価格のほうも計算をした結果、今回のこういうふうな価格になったともものというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと、この入札、それからこの事業のあり方についての所管は市民生活課ということでありまして。それでこういう、この入札にかかわることについては、財政のほうは入札をやっていると思うんですけど、それぞれ所管は、こういう事業については非常に素人——失礼ですけども、事業の内容は別として。これは、どこかで専門的にやられるんで

はないかなというふうに思いますが、今、市民生活課長のほうからの答弁がありました、その辺はどうなっているのか。実情をお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今回の火葬場建設に関しましての所管は市民生活課ということでございますけども、技術的な面では住環境建設課のほうの建築系のほうで技術的な支援をしていくと。入札に関しては、財政課のほうの担当の係のほうで事務的な手続を進めていくというようなことで処理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ならばその市民生活課長のほうから、答弁が、業者の名前が出てきましたけども、そのかわりはどうなっているんですか。そこまで業者が云々ということの答弁がありましたけど、どこまで市民生活課はこの入札という手続等にどこまでかわれるようなうきは市の事務分掌的になっているのかどうか。その辺がちょっとどうかなという気がいたしましたもんですから、いま一度、実情をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 市民生活課のかわりということでございますけども火葬炉の決定、そういったことにつきましては、先進地の視察から選定委員会、検討委員、そういった中での決定において、主体的に実施をしてきたということでございます。

それから、実際の業者をどこにするかと、どこを選考するかということにつきましては、業者選定委員会のほうで決定をしておりますけども、その中に所管の市民生活課のほうから説明に参加をして、こういうことでいかしていただきたいという提案をもらって、それに対して、選定委員会のほうで決定をしていくというふうな流れになっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、財政課長の答弁で、いわゆる最低制限価格はホームページで公表しているということでございますが、これは非常に弊害が出たわけですね、最低制限価格を公表するためにです。例えば参加業者が全て最低制限価格で入札する。そのために、うきはでも、何件もの下水道事業の工事がくじ引きで決定したという経緯があるわけですよ。国のほうも、最低制限価格の公表は入札に支障があるということで、国はもうやめてありますよ。まだ、うきはは最低制限価格を公表しているわけですか。どの程度の工事で最低制限価格は、公表していないのかどうか。全部を公表しているわけですか、最低制限価格は。そうしますと、工事をとるためには、最低制限価格のそれにあわせて入札することになりますよ。そうすると、結局はく

じ引きで、同額でくじ引きだと。くじ運のいい人は次から次に当たっていくけれども、くじ運の悪いのはいつまでたっても工事はもらえないという事態が起こったでしょう、現にうきは市でも。この最低制限価格の公表についてはどのような基準を設けてあるか、それについて回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 最低制限価格の件につきましては、私のちょっと説明が悪かったかと思えますけども、最低制限価格は事後公表ということで今やっておるところでございます。

先ほど申し上げましたのは、最低制限価格の計算の仕方についてホームページで公表しておるということを申し上げたところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ということは、最低制限価格は公表してないということですね、全ての事業について。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 事前には公表しておりません。事後公表でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は可決することに決しました。

日程第12、発議第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、発議第3号市長の専決事項の指定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

発議第3号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月12日提出。うきは市議会議長岩佐達郎様。

提出者、うきは市議会議員大越秀男。

賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同藤田光彦、同佐藤湛陽、同江藤芳光、同櫛川正男。記。

議案第48号の工事請負契約金額について、設計変更に伴い必要がある場合の契約金額の3%以内の増減額の変更。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨説明を求めます。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 発議第3号市長の専決事項の指定について。

ただいま、議題となりました議員提出、発議第3号市長の専決事項の指定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、ただいま可決されました議案第48号の工事請負契約の締結に関するものであります。これは、うきは市火葬場を新築する工事で、今後、契約内容を変更せざるを得ない事態に備え、地方自治法第180条第1項の規定により、市長から専決処分の指定依頼が提出されたものであります。

理由としましては、工事を施工中に工事内容の変更、それに伴う契約金額の変更を行う必要が生じた場合、工事が進行中であること、それにより早急に議会が開けないなどのために、あらかじめ専決処分の指定を要望されたものであります。

提案者として、以上申し上げましたように、契約内容の変更について急を要する場合もあり、契約金額の3%以内の増減額の変更を市長の専決処分に指定したいと思いますので、議員皆様の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第3号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は可決することに決しました。

日程第13. 議会改革特別委員会の設置について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本市議会の議会改革を推進するため、議員全員による議会改革特別委員会を設置したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による議会改革特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。議会改革特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決しました。

議会改革特別委員会の委員長に13番、三園三次郎議員、副委員長に11番、櫛川正男議員を指名して決定します。

日程第14. 議会改革特別委員会への調査付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議会改革特別委員会への調査付託を議題とします。

お諮りします。議会改革に関する事項の調査研究を議会改革特別委員会へ付託し、閉会中の継

続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革に関する事項の調査研究を議会改革特別委員会へ付託し、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで財政課長より発言の申し出がっております。これを許可します。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 先ほど補正予算書の差しかえということで11ページ、12ページ分、それから25ページ、26ページ分ということでお配りをさせていただきましたけども、もう1枚、21ページ、22ページ分ということで追加がございますので、レターケースのほうに入れさせていただきたいと思います。それに関しまして、総括表のほうで11ページ、12ページのほうが先ほどお配りをした分が再度差しかえということになりますので、先ほどお配りした分については、この場でもう廃棄をしていただいて、改めてレターケースのほうに入れさせていただく分を正ということで取り扱いをお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす6月13日から6月15日までは休会とし、6月16日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時09分散会
